

令和2年11月25日

消費生活用製品の重大製品事故に係る公表について

消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告のあった重大製品事故について、以下のとおり公表します。

- | | |
|---|----|
| 1. ガス機器・石油機器に関する事故
（うち石油ストーブ（密閉式）1件） | 1件 |
| 2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因が疑われる事故
（うち温水洗浄便座1件、電子レンジ1件、
映像録画装置（防犯カメラ用）1件、木製テーブル1件） | 4件 |
| 3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因か否かが特定できていない事故
（うち電気オーブン1件、携帯電話機（スマートフォン）1件、
電動車いす（ジョイスティック形）1件、スピーカー（充電式）1件） | 4件 |
| 4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議において、審議を予定している案件
該当案件なし | |

1. ～ 4. の詳細は別紙のとおりです。

5. 留意事項

これらは消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づく報告内容の概要であり、現時点において、調査等により事実関係が確認されたものではなく、事故原因等に関し、消費者庁として評価を行ったものではありません（管理番号：A201900654を除く。）。

本公表内容については、速報段階のものであり、今後の追加情報、事故調査の進展等により、変更又は削除される可能性があります。

【本発表資料の問合せ先】

消費者庁消費者安全課（製品事故情報担当）

担 当：加藤、鈴木、豊田

電 話：03(3507)9204（直通）

F A X：03(3507)9290

■消費生活用製品の重大製品事故一覧

別紙

1. ガス機器・石油機器に関する事故(製品起因か否かが特定できていない事故を含む。)

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発都道府県	備考
A202000610	令和2年9月14日	令和2年11月19日	石油ストーブ(密閉式)	FF-V4500	株式会社トヨミ	火災 重傷1名	作業場で当該製品及び建物を全焼する火災が発生し、1名が重傷を負った。当該製品に起因するの、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	北海道	事業者が重大製品事故として認識したのは令和2年11月12日

2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発都道府県	備考
A201900654	令和元年9月21日	令和元年10月21日	温水洗浄便座	TCF975L	東陶機器株式会社 (現 TOTO株式会社)	火災	当該製品から発煙する火災が発生した。調査の結果、当該製品は、長期使用(20年)により、流調ユニットから漏水が発生し、漏れた水がドライバー基板にかかり、抵抗値不良が発生したことでコントロール基板の降圧回路が過負荷となって異常発熱したものと推定される。	大阪府	令和元年10月25日にガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故として公表していたもの
A202000612	令和2年11月4日	令和2年11月19日	電子レンジ	EM-M536T	三洋電機株式会社	火災	当該製品を使用中、当該製品の内部部品を焼損する火災が発生した。現在、原因を調査中。	熊本県	製造から30年以上経過した製品 令和2年11月19日に消費者安全法の重大事故等として公表済
A202000614	令和2年8月22日	令和2年11月20日	映像録画装置(防犯カメラ用)	DVR-SGUARD01	ハンファQセルズジャパン株式会社 (輸入事業者)	火災	車両内で当該製品を焼損し、周辺を汚損する火災が発生した。現在、原因を調査中。	兵庫県	令和2年9月17日に消費者安全法の重大事故等として公表済 事業者が重大製品事故として認識したのは令和2年9月18日 報告書の提出期限を超過していることから、事業者に対し 厳重注意
A202000615	令和2年8月19日	令和2年11月20日	木製テーブル	HTLI14-TK150	株式会社リンクス (輸入事業者)	重傷1名	当該製品の脚が破損し、当該製品が倒れ、幼児(4歳)の手指が床との間に挟まり、負傷した。現在、原因を調査中。	岡山県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和2年8月19日 報告書の提出期限を超過していることから、事業者に対し 厳重注意

3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202000608	令和2年11月7日	令和2年11月19日	電気オープン	火災	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	千葉県	
A202000609	令和2年10月15日	令和2年11月19日	携帯電話機(スマートフォン)	火災	当該製品を充電中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	鹿児島県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和2年11月11日
A202000611	令和2年11月2日	令和2年11月19日	電動車いす(ジョイスティック形)	重傷1名	使用者(70歳代)が当該製品で下り坂を走行中、当該製品が止まらず、前方の電柱を蹴って停止させ、右足を負傷した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	東京都	
A202000613	令和2年9月25日	令和2年11月20日	スピーカー(充電式)	火災	当該製品を充電中、当該製品を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	東京都	令和2年10月1日に消費者安全法の重大事故等として公表済 事業者が重大製品事故として認識したのは令和2年10月22日

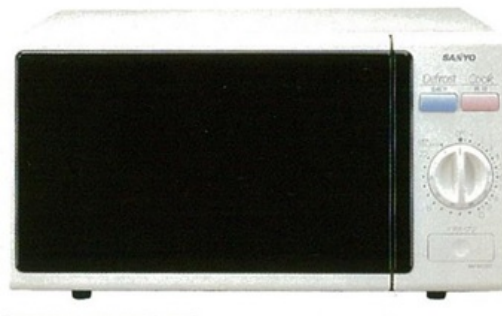
4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議において審議を予定している案件

該当案件なし

温水洗浄便座（管理番号：A201900654）



電子レンジ（管理番号：A202000612）



映像録画装置（防犯カメラ用）（管理番号：A202000614）



木製テーブル（管理番号：A202000615）

